

仏教伝来の史実と説話：津田左右吉氏の所論によせて

田村，圓澄

<https://doi.org/10.15017/2244512>

出版情報：史淵. 95, pp.1-16, 1966-02-15. Faculty of Literature, Kyushu University
バージョン：
権利関係：

仏教伝来の史実と説話

——津田左右吉氏の所論によせて——

田村 圓 澄

一、史料批判の立場と歴史再構成（記述）の立場

日本における仏教の伝来、およびその受容経過を伝える史料として、豊浦寺・吉野寺・坂田寺・四天王寺などの伽藍縁起があったと推定されるが、すでに散佚して全貌をうかがうことはできない。伝本の『元興寺伽藍縁起并流記資財帳』

（以下、『元興寺縁起』と略称する）や『上宮聖徳法王帝説』（以下、『法王帝説』と略称する）は日本仏教の草創期の事情を語っているが、しかし両書の成立年代は、仏教伝来の時期より、二世紀、もしくはそれ以上もおくれているのみならず、『元興寺縁起』には、多くの説話的要素が加わっており、史料として用いることには慎重でなければならない。

ところで、仏教伝来以降の歴史を、年代記風に記し、統一的な見通しを与えたのは、『日本書紀』である。『書紀』の仏教関係記事は、必要に応じ、断片的に記載されているにすぎないが、もし現行の『書紀』が伝えられなかったとすれば、日本における仏教受容の歴史を遡及する道は、大幅に閉ざされたといえよう。草創期における僧尼の動静、たとえば大唐（隋）学問僧の消息や、僧官制度の創始、およびその変遷の一端などは、『書紀』の記述によってのみ知ることができるのである。

『日本書紀』を、古代史再構成の史料として用いる場合、津田左右吉氏の記紀研究の業績を前提とすることは、学界の常識といえるであろう。しかし、津田氏の記紀の本文批判は、否定的傾向が濃厚であるのみならず、初期仏教史に限って言えば、津田氏は、史料批判を厳正に推し進められた反面、その批判に堪えた史料による初期日本仏教史の再構成(記述)にまで、手を染められなかった。いいかえれば、津田氏の立場は、史料批判にとどまり、初期日本仏教史の統一的総合的把握にまで至っていないのである。

このことは、津田氏が、初期日本仏教史に関心を寄せられなかったからかも知れないが、しかし、史料批判者が、同時に、歴史再構成者になることの困難を暗示するともいえよう。厳密な批判に堪えた史料が、部分的断片的にしか遺存しない領域においては、仮説を提示することなしに、一貫した歴史を再構成することは、不可能とさえ思われるのである。

初期日本仏教史の構成者(記述者)の立場に立ちつつ、津田氏が示された『書紀』の本文批判に対するとき、私にとつて、にわかに賛成できぬ個所がある。

仏教の伝来、およびその受容・拒否をめぐる蘇我・物部両氏の対立・抗争を記述した欽明紀・敏達紀についての津田氏の本文批判を要約すれば、次の通りである。⁽¹⁾

(一) 欽明紀十三年条。

(1) 仏像・経論などを献じた百済王の上表、およびそれについての天皇の勅語の内容は、『金光明最勝王経』の文字の変改補綴を経たものであり、従って、書紀の編者の手になっている。

(2) 百済の聖明王が、仏像や經典を献上した話は、百済の史籍とは関係がなく、日本において成立したものである。これを仏教の初伝とし、あるいは特殊な事件であったと見做すのは事実背く。また仏教の伝来を欽明天皇十三年にするのは、戊午とする異説の存在、およびこの時代の書紀の紀年の性質からも、信を置くことができない。

(イ) 百濟と日本とは密接な關係にあり、交通も頻繁であつた事實を考えると、六世紀中期にあたる欽明朝以前に、すでに仏像が渡來し、仏を祀ることが日本人の間にも知られていたであろう。ただし、『扶桑略記』所載の藥恒『法華驗記』所引の「延曆寺禪岑記」による繼體朝仏教渡來説については、司馬達等が仏像をもたらしたことは事實であろうが、これを繼體朝とすることに根拠はない。

(二) 欽明紀十四年条。

(イ) 茅渟海から樟木が現われ、これによつて仏像を造つたという吉野寺放光像の話は、事實でない。

(三) 敏達紀十三年条。

(イ) 斎会るとき、司馬達等が舍利を得、これを蘇我馬子に獻じた記事は、仏家の造作である。ただし、鹿深臣が百濟から弥勒像をもたらしした話、司馬達等の女の嶋ら三人が、播磨の惠便について出家した話には、多少の事實の根拠がある。

(四) 欽明紀十三年条・敏達紀十四年条。

(イ) 蕃神礼拝の可否に関する蘇我氏と物部・中臣両氏との争いは、事實でない。また仏像の投棄や伽藍の焼却の記事も、事實として信ずることはできない。後になつて、仏法外護者としての蘇我氏を徳とする仏家が、物部氏を仏敵とするため、両家の抗争に宗教的意義を付して造作した説話であり、なお仏教興隆の刺戟により形成せられた一種の民族信仰維持主義も、この説話の成立に作用しているであらう。

欽明・敏達兩紀に見られる仏教關係記事についての津田氏の批判は、右に挙げた六項目に要約できると考えられる。

津田氏は、説話と歴史的事實の記載とを嚴重に區別されるが、概していえば、初期日本仏教史の史料としての『日本書紀』の価値については、懷疑的・否定的である。

私は、右の項目のうち、とくに(イ)と(イ)を中心に、卑見を述べることとする。

註

① 津田左右吉『日本古典の研究』下、八六〜一〇〇頁。

二、仏教伝来説話について

欽明十三年（五五二）の仏教伝来についての『日本書紀』の記事が、長安三年（七〇三、大宝三年）に義浄が訳出した『金光明最勝王経』の文句を採り、また竜朔三年（天智天皇二年）に玄奘が訳出した『大般若経』の思想的影響を受けたと推定されることは、欽明十三年紀に載せる仏教伝来の記事の成立が、右二経典の日本舶載以後であり、かつ『書紀』の編者の造作であることを暗示している。

しかし、仏教伝来の記事が、『書紀』の編者の造作であることは、ただちに、仏教伝来の事実そのものまでも、『書紀』の編者の造作であったことを意味しない。

というのは、欽明十三年紀の仏教伝来の記事のなかに、説話的部分と史実的部分とがあると認められるからである。

津田氏は、百済の聖明王による仏像などの献上の事実が、百済の史籍に記載されていなかったことを理由に、これを否定し、かえって日本で成立した説話であると主張される。また仏教伝来を欽明朝のこととしたのは、たとえばシナの典籍の伝来を応神朝に、種々の工芸技術の伝来を雄略朝にかけたのと同じ手法であろうと推論された。

仏教伝来が、欽明天皇戊午年（五三八）にあたることは、定説といつてよいであろう。^①

(イ) 大倭国仏法、創自斯掃嶋宮治天下天國案春岐広庭天皇御世、蘇我大臣稻目宿禰仕奉時、治天下七年歲次戊午十二月度來、百濟國聖明王時、太子像并灌仏之器一具及説仏起書卷一篋度而言、當聞、仏法既是世間無上之法、其國亦必修行也（『元興寺縁起』）。

(ロ) 志免嶋天皇御世戊午年十月十二日、百濟國聖明王、始奉度仏像經教并僧等、勅授蘇我稻目宿禰大臣令興隆也（『法王帝説』）。

仏教伝来の年次を欽明戊午年とする『元興寺縁起』の記事は、欽明十三年仏教伝来説を伝える『書紀』の記事を訂正す

ると考えられる。

『日本書紀』が、仏教伝来を欽明天皇十三年に指定した理由については、諸説があるが、私は欽明十三年（五五〇）が、釈迦入滅後一五〇一年目、すなわち末法第一年に相当するところから、仏教伝来の記事の撰者——おそらく大安寺の道慈——が、末法の様相を濃厚にする唐の仏教に対する優越意識を、日本の國家仏教の興降の事実を背景として、誇示しようとした点に求めたい。⁽³⁾

欽明十三年紀が意味するのは、百濟の聖明王が、仏像などを献上し、日本の天皇に、仏教受容を要請したことである。

仏教の伝来年次、また『金光明最勝王經』などの經典の文句による文飾など、『書紀』の撰者による造作が認められるにもかかわらず、仏教受容が、まず欽明天皇の当面の問題になつた事実を、否定することはできない。

津田氏が、「聖明王の名が特に記されているところから見れば、此の王が何等かの機会に仏像などを献つたことはあつたであろうが、それを仏教の初伝とし、またそれが特殊の事件であつたとするのは事実ではあるまい」と説かれるのは、仏教伝來說話そのものを歴史的事実と認めず、また仏教伝來說話そのものに、歴史的事実を見出そうとしない津田氏の立場からすれば、当然ともいえよう。

百濟王による仏像・經典の献上は、日本仏教史の第一頁を意味するのではないが、しかし、天皇家と仏教との最初の接触を示す画期的事件であつたことは疑いえない。

六世紀中葉に、朝鮮半島を経て日本に伝えられた仏教は、当時の日本人に、抵抗なく受容される場合もあつたであろうし、また反撥を惹起する場合もあつたであろう。その詳細については不明という外はないが、ただ一つの明言できることは、天皇家が仏教を受容するまでに、約一世紀の期間を必要としたことである。

天皇家による仏教受容を客観的に示す事實は、天皇がみずから寺を建て、また宮廷に仏像を安置することである。そして

舒明天皇による百済寺創建、および厩坂宮での惠隠による『無量寿経』の講経は、宮廷仏教史の開幕にほかならなかった。

日本の仏教は、舒明天皇の時代になって、ようやく宮廷に定着するが、それより一世紀前の欽明天皇の時代こそ、天皇家が、初めて仏教との交渉を余儀なくせられた時期である。

欽明天皇以降、敏達・用明・崇峻・推古の歴代天皇の時代は、宮廷仏教史にとって、単なる空白の期間ではなく、複雑な葛藤を含んでいたと思われる。ともあれ、天皇家と仏教との最初の接触を示す欽明朝仏教伝来の歴史的意義は、重要といわねばならない。

仏教は、百済または新羅の韓人、あるいは漢人遺民などの帰化人により、日本に持ち運ばれてきたであろう。そして、たとえば蘇我氏のような日本の豪族層のなかにも、仏教に対して関心を寄せる者が現われ始めた段階において、百済王が仏像・経典などを献じ、いわば正式に、天皇家に対して、仏教の受容を求めたのである。

百済王が、直接、天皇家に仏教を伝えた意図は、すでに帰化人有力者や豪族層に流布している仏教の公認を、期待したからであるかも知れない。そして仏教を受容している帰化人や豪族層の先頭に、大臣蘇我稻目を置き、百済王による仏像・経典の献上そのことをも、蘇我稻目の計画の一部に帰せしめることもできるであろう。

私は、欽明十三年紀の仏教伝來說話において、仏教受容が、百済王の要話に基づき、初めて天皇家自身の課題になった事実注目したい。上掲の、「百済国聖明王時、……度而言」（『元興寺縁起』）、「百済国聖明王、始奉度仏像経教並僧等」（『法王帝説』）とある史料も、百済王と天皇家との間の直接的な交渉が、仏教伝来の基礎的事実であったことを語っている。

百済王が、仏像や経典とともに、僧を添えて献上して来たことは、欽明十五年紀二月条に、「僧曇惠等九人代僧道深等

七人」とある記事によって推定される。津田氏は、この記事が百済の史籍から出たものであり、従って、事実の記録と見做されているが、百済から番上する五経博士や易博士などに準じて僧を交代せしめているのは、思うに仏教伝来当初の僧の貢上に、起原をもつのであろう。『法王帝説』にも、聖明王が献上した「仏像」「経教」とならべて、「僧」が挙げられている。

津田氏は、百済僧貢上の記事を取り上げ、朝廷が仏教を拒否しなかったことを示すとされるが、はたしてそのように断定できるか否か疑問である。というのは、もし右の百済僧が、宮廷に安置せられた仏像に奉仕し、あるいは欽明天皇が建てた仏殿に勤仕しているのであれば、津田説のように、朝廷が仏教を受容したと推論できるが、しかし、百済王献上の仏像などを大臣蘇我稲目に与え、欽明天皇自身、仏教に対して自己疎外の道を選んだ事実を徴すれば、宮廷における仏教受容の拠点は、存在する筈がないからである。

百済僧は交代で貢上されたが、しかし、かれらが宗教的儀式を行う場所は、宮廷の内部には見出されず、結局、貢上された百済僧は、宮廷に迎え入れられなかった、とするのが、実状に近いであろう。

津田氏は、「要するに、仏教の欽明朝渡来譚は、記紀に見える他の多くの事物起源説話の一例として見るべきものであって、書紀の記載は其の最も発展した形を示すものである」と結論されるが、私は欽明紀十三年条に見える仏教伝来の記事において、説話的要素と史実とを、区別すべきであると考え。従って、欽明朝仏教伝来説話を、事物起源説話の事例の一つとして扱うことに同意できないのである。

註

- ① 辻善之助『日本仏教史』上世篇、三四〜四二頁。
- ② 北条文彦「日本仏教公伝年代の問題」(『書陵部紀要』九)。

益田宗「欽明天皇十三年仏教渡来説の成立」（『日本古代史論集』上）。

⑧ 拙稿「欽明十三年仏教渡来説と末法思想」（『日本歴史』一七八）・同「末法思想と道慈」（『続日本紀研究』一二四）。

三、蘇我・物部両氏抗争説話について

『書紀』に記載せられた蕃神_{II}仏禮拜の可否をめぐる蘇我氏と物部・中臣両氏との抗争が、歴史上の事実ではなく、仏家の手になる説話であるとする津田左右吉氏の主張は、三つの理由に裏付けられている。第一は、古代中国の書籍に見られる仏教受容の記述の発想を模倣したと考えられること、第二は、仏教伝来の当初において、崇仏・排仏の思想的対立が生じたと思われぬこと、そして第三に、この種の説話が造作せられた動機が存在が推測されること、である。

右の津田説について、さらに詳説しよう。

第一の理由についていえば、仏を神とし、自国の神に対する外国の神とみる例は、『四十二章経』（序）・『後漢書』（西域伝）・『高僧伝』（撰摩騰・康僧会条）などにあり、『魏書』（釈老志）には神胡、晋書（芸術伝）には戎神とあり、蕃神という名は、これらに学んだのであろう。

また物部氏が、崇仏に反対した理由——「我国家之王天下者、恒以天地社稷百八十神、春夏秋冬、祭拜為事、方今改拜蕃神、恐致国神之怒」——は、『高僧伝』の仏図澄伝に出ている王度の意見——「夫王者、郊祀天地、祭奉百神、載在祀典、礼有管饗、仏出西域、外国之神、功不施民、非天子諸華所応祠奉」——を想起させる。

理由の第二は、新来の仏教をめぐり、受容と拒否の思想上の争いを生ずるには、仏教に対抗しうる何ものかが、自国の側になければならぬとする前提に支えられている。シナ人が、仏教を拒否した場合があるが、それは、周孔の教があるとの自負を背景としたからであった。当時の日本には、思想的に、仏教に対置せられるようなものがないのみならず、百濟

ヤシナ伝来の事物のすべてが尊尚せられ、学習せられていたのである。新来の仏教に帰向するのが、一般的傾向であったであろう。

理由の第三は、なぜ仏教に対する反対の意見が案出せられたか、の問題提起に関連している。すなわち、仏教が或る程度行われた後、蘇我氏を徳とする仏家が、物部氏を仏敵とし、両氏の争いに宗教的・思想的意義を付したのである。

以上が、蘇我・物部両氏による崇仏・排仏の対立を、説話と見做す津田氏の所説の要点である。

さて右の第一の理由であるが、『高僧伝』（仏図澄条）に記された王度の言葉と、物部氏らの仏教拒否の奏言とは、相い通ずるものがあり、仏を神とし、自国の神に対する外国の神とみる発想も、古代中国の書籍に見られる。しかし、このことが、単に仏家ないし『書紀』の撰者の修辭上の事柄であるか、または、仏教を迎えた当時の日本人の意識に結びつく事柄であるかは、改めて検討せられるべきである。

『日本書紀』の記事に、古代中国の書籍の用語を模倣した個所があるとしても、『書紀』が記述しようとする内容までが、中国の古典に負うのか、あるいは、事実がすでにあり、それを表現するための修辭・用語のみが、中国の古典から学ばれたかは、一応別個の問題とされなければならない。そしてこれは、蕃神をめぐる蘇我・物部両氏の抗争そのものが、案出された説話であるか、または事実の一端を示しているかの問題とも関連している。

欽明朝における仏教伝来の意義は、すでに指摘したように、百濟王が直接、日本の天皇家に、仏教受容を要請したことであった。そして天皇家が、仏教受容に踏み切ったのは、史料の示す限り、舒明天皇の時代である。とすれば、欽明朝より舒明朝に至る一世紀間に、天皇家の仏教受容をめぐる、葛藤があったと考えるのが至当であろう。（宮廷の仏教問題が、欽明朝以来、棚上げされたまま経過し、舒明朝に至って、突如、仏教受容を表明したとする見方もできるが、これは史実ではないと思う）。

百濟から献上せられた仏像・經典などが、容易に宮廷に迎え入れられず、また仏教受容をめぐって、天皇家の臣僚の間で対立がつづいた段階の仏は、あきらかに、日本の神と同質のものとは考えられなかった。百濟貢上の仏像を迎えた宮廷では、仏教を疎外する一派と、仏教を受容する一派とが鋭く対立したのである。

私は、『日本書紀』において、新来の仏が、「神」の文字によって表現せられ、またその記事が、中国の古典の成語を使用していることを理由に、その記事のすべてが説話であるとする津田説に、同意することができない。

『元興寺縁起』に、仏を、「他国神」「神」と記している。仏は、他国の神であったのであり、その故に、宮廷にその座席を与えられるまでに、一世紀の期間を必要としたのである。

第二の理由、すなわち、外来の宗教に対抗するためには、自国に何ものかがなければならぬ、とする津田説を検討する前に、私は、一つの仮説を提起したい。それは、古代の天皇が、大王として日本の政治的統一者の地位を占めて後も、宗教的祭祀者としての伝統に強く規制されていたことである。

本貫に依拠し、私有地、私有民の領有体制を保持する一般豪族と異なり、天皇家のみが、地名や家職による氏の名を問わず、歴代遷宮の慣行を継続している事實は、古代天皇家の性格を、古代豪族一般論によって理解することの重大な障礙となるであろう。

實在の確実な最古の天皇とされる応神天皇はいうまでもなく、實在の不確実なそれ以前の天皇、というより、第一代の神武天皇以来、嚴重な歴代遷宮の慣行が遵守されているように構想されてきているのは、天皇家が、神宝を奉戴する祭祀者であった事實に根差している。

鏡と劍の神宝は、古代の天皇の地位と權威の象徴であった。そして、この神宝の祭祀には、中臣・忌部・鏡作・玉作・猿女の五伴緒が当たり、また神宝の警衛、すなわち神宝の奉安所としての宮廷の警衛には、大伴・物部両氏がたずさわっ

た。

天皇家の祭祀団を構成する中臣らの五氏、および、警衛を担当する大伴・物部両氏が、本質をもち、従って、葛城氏や平群氏などの在地豪族のように、地名に因む氏族名を帯びなかったのは、かれらが、自己の氏名と深くかわりあいをもち相伝の家職によって、天皇家の臣僚となり、歴代天皇の遷宮に随行して、各地を移動したからである。

持統天皇によって終止符がうたれるまでの古代天皇の遷宮の地域は、特別の場合を除き、大和・河内に集中していた。⁽¹⁾

倭の六県——高市・葛木・十市・志貴・山辺・曾布⁽²⁾——は、天皇家の原初的な領有地、すなわち神宝に対する供御料地であった。また古代の刑罰体系で特異な位置を占める天津罪は、元来神領としての県の人々を対象にしたのであろう。⁽³⁾

さて、仏教受容の問題にもどるならば、天皇の権威が、神宝に支えられている段階において、仏教が伝来した。そして百済王は、仏像を宮廷に安置することを求めている。

新来の仏像が、人々を惹き付ける相貌・姿態をもっているとしても、この仏像を宮廷に奉安することが、容認せられるであろうか。

欽明天皇が危惧したのは、他国神を宮廷に迎えることによって生ずる既存の神の秩序の動揺であった。というのは、神宝を中軸とする神の序列は、天皇の地位と伝統的権威に深くかわっている。

私は、欽明天皇の宮が、大和の磯城郡磯城嶋、すなわち三輪山の西南麓（桜井市金屋）にあった事実注目したい。三輪山は、大和益山の東南部に位置しており、大物主神を祭る大神神社（大^{おお}三輪神社）には、特定の神殿がなく、三輪山そのものが神体となっている。大神が「おおみわ」と呼ばれたように、その尊崇の歴史は古いものがあつた。なお三輪の地は、河内—大和—伊勢を東西に結ぶ道と、大和—山背—北陸へ北に通ずる道が交わる要衝にあたり、海石榴市も、この付近にあつた。

想像が許されるならば、難波に上陸した百済献上の仏像・経典などは、河内の古市（大阪府羽曳野市）を通り、二上山の逢坂越（穴虫越）を経て、欽明天皇の磯城嶋金刺宮に持ち運ばれたであろう。

欽明天皇（29代）を嗣いだ敏達天皇（30代）は、はじめ宮を大和の百済の大井（十市郡に比定される）⁴に造ったが、まもなく三輪山の西方の磐余の訳語田幸玉宮（桜井市戒重）に移った。

用明天皇（31代）は、磐余の池辺雙槻宮（桜井市池之内）に住み、次の崇峻天皇（32代）は、池辺雙槻宮にほど近い倉梯宮（桜井市倉橋）に住んだ。

注意されるのは、欽明天皇より崇峻天皇に至る各天皇の宮が、三輪山周辺の磯城・磐余に営まれ、そしてこの時期には、仏教が宮廷に入らなかったことである。

仏教は、飛鳥に宮を造った舒明天皇（34代）の時代に、初めて宮廷に迎えられるが、蘇我氏が新しく開発した飛鳥地方と、三輪山を朝夕仰ぎ見ることができず磯城・磐余地方は、北山・南山の山並によって距てられていた。

なお、宮廷の仏教受容に反対した物部氏は、石上神宮の神宝の検校にたずさわっていた。山の辺の道に沿い、三輪山の北方に位置する石上神宮は、古代天皇家の武器庫である。天皇家——蔽密にいえば、天皇が奉戴する神宝——の警衛を世職とする物部氏は、後に布都御魂の剣を祭神とする石上神宮を、自己の氏神に戴くようになるが、ともあれ神々の権威と秩序の擁護に、自家の使命を託する物部氏が、仏教拒否を固執したのは当然であった。

物部氏に同調し、排仏を主張した中臣氏については、前述したところであるが、古代天皇家の祭祀団——五伴緒に統率せられた——の筆頭として、中臣氏が天皇家に負う責務は重大であった。天皇の地位と権威を象徴する神宝が、歴代の天皇によって継承せられ、そして中臣氏らの祭祀団が、神宝の奉祀を職責としている段階において、見知らぬ他国神の宮廷安置に不安と危惧を示し、そして究極において、反撃の態度をとるのも、自然の成行といふべきであった。神宝を主座に

安置する宮廷において、他国神を迎える座席が、早急に用意される筈はなく、そして三輪山や石上神宮の神威も、仏教の宮廷流入を拒むのに、有力な役割を果たしたであろう。

新来の仏教の受容・拒否をめくり、思想的な争いが生まれるには、仏教に対抗する何ものかが、自国になければならぬとする津田説に同意するが、ただ私は、欽明朝における仏教伝来の歴史的意義が、日本の国または日本人の仏教受容としてではなく、天皇家の仏教受容の問題であったことを再確認したい。

第三の理由として、仏教に対する反対意見が生ずるのは、仏教が或る程度に行われた後であること、そして蘇我氏の仏法興隆を徳とする仏家が、物部氏を仏敵の地位に貶す目的で、蘇我・物部両氏対立の説話をつくったこと、が指摘せられる。

再び仏教伝来の当時に立ちもどるならば、百済王からの仏像・經典の献上、また仏教受容の要請に対し、宮廷においては、早急な態度の決定がなされねばならなかったであろう。

百済・任那など朝鮮半島諸国からの貢物は、蘇我氏の支配下にある東漢氏や西文氏などの帰化系氏族の手により、内蔵・大蔵に納入せられるのが通例であったと考えられる。しかし、このたびの仏像の類は、一般の貢上品と異なり、天皇家による祭祀が求められていた。

欽明天皇のとるべき道は、百済王の要請の通り、その仏像を宮廷に迎え入れるか、あるいは、宮廷の外で祭らしめるかのいずれかである。

天皇の地位と権威の源泉である神々の秩序に、重大な変化を与えることを恐れた欽明天皇は、この問題の決定を側近に委ねた。そして欽明天皇が選んだ仏教に対する自己疎外の立場——傍観的中立的態度——は、それ以後一世紀間の歴代天皇によって、忠実に継承せられた。

蘇我氏が仏法興隆の推進者であった事実に基づき、蘇我氏を徳とする仏家が、物部氏を仏敵とし、両氏の争いに宗教的意義を付したと、津田氏は推論されるが、しかし、蘇我・物部両氏の勢力争いにより、物部氏の本宗が滅亡した後において、なお物部氏を仏敵とする必要があったであろうか。また蘇我氏の滅亡後、蘇我氏の外護者としての役割を、それほど高く評価しなければならなかったであろうか。

蘇我馬子が、私寺として建立した飛鳥の法興寺も、蘇我氏の滅亡後には、推古天皇の勅願とせられ、また聖徳太子を、創建者の一人に加えるような造作がなされているが、このことと、津田氏が推論される仏家の動きとは、如何に関連するであろうか。蘇我氏による仏法興隆の功績をあらわし、そして物部氏を仏敵とせねばならぬ事態が、いつ頃に生じたかについて、津田氏は明言せられていないが、私は、この要請を、歴史的時点に位置づけることはできないと思う。

次に、欽明紀十三年条および敏達紀十四年条に見られる仏像の投棄や伽藍の焼却が、二度も反覆せられるのは奇怪であり、また仏像を、飛鳥の地から遠方の難波の堀江に投げ棄てたことも、事実として信ぜられないとする津田氏の所説について、私は、狩谷校斎の、「蓋以一事誤為二時之事也」の立場をとりたい。そして『元興寺縁起』および『法王帝説』が伝えるように、破仏は庚寅年に一回行われたと考える。

庚寅年（欽明天皇二十一年、五七〇）は、蘇我稲目が死んだ年である。

百済王が献上した仏像や經典は、欽明天皇から蘇我稲目に与えられた。そして稲目は、その仏像を、飛鳥の自己の家宅に安置した。

蘇我稲目は、帰化人をはじめとする崇仏派の先頭に立ち、そして稲目の仏殿は、日本の仏法興隆の、ささやかな、しかし有力な拠点となった。仏教の宮廷流入阻止に成功してきた物部・中臣の諸氏が、飛鳥の蘇我氏によって支持される仏教受容の気運に、抵抗を感じたことはいままでもない。

しかし、暴力的に破仏を断行するには、蘇我氏の勢力は強大であった。こうして機会をうかがっていた物部・中臣両氏は、蘇我稲目の死去の時期をとらえ、仏像の投棄・仏殿の焼却を決行したのである。

大臣の地位を世襲した蘇我馬子は、大連の物部尾輿らからすれば、遙かに若年であり、組みしやすい相手と見られても、やむをえなかった。

物部・中臣両氏が、執拗なまでに排仏を主張し、また支持者を獲得しえたのは、思うに新来の神々仏が、疫病の流行の根源と考えられたからであろう。

従って、この仏像を、蘇我氏の仏殿のある飛鳥から、難波にまで運んで、堀江に投げ棄てたのは、古神道の祓えの慣行によつたものと解される。⁽⁶⁾すなわち祓えに際し、人形などに病禍などの穢れを負わせ、海の彼方の常世国に流し捨てるのであるが、⁽⁷⁾物部氏や中臣氏らの排仏派の人々の意識によれば、百濟伝来の仏像は、現に日本の人々を苦しめている疫病の根元であり、これを難波の海に流すのは、疫病の流行にとどめをさし、人々を救う究極の方策と考えられたのであろう。

ともあれ、仏教をめぐる蘇我氏と物部氏との対立抗争がつづけられたのは、かれらが大臣・大連の輔政官の立場にあったからである。つまり両氏の対立の原因は、一方が宮廷の仏教受容を主張し、他方がこれを拒んだことにあった。中臣氏が排仏の態度を執つたのも、中臣氏が宮廷の祭祀を家職としていたからである。

天皇家と仏教との接触が、ただちに宮廷仏教の開始を意味せず、そして宮廷仏教史の第一頁が、日本仏教史の第一頁より、遙かにおくれている事実注目しなければならぬ。

仏教伝来説話に対する津田左右吉氏の見解を挙げ、これに関する私見を述べたが、ここで私は、津田氏の業績について語られた坂本太郎氏の言葉を思い起こす。

坂本氏は、『古事紀』『日本書紀』に関する津田氏の研究態度——独特の本文批判・その史料価値についての前人未発の

意見——を高く評価しながらも、しかし、具体的な結論の多くは、すべての人の承認を得るところとはならなかったと述べ、次の二つの疑問を提出されている。すなわち、「その一は、博士（津田左右吉氏、引用者註）にあっては、説話と事実とは全く相関せざる二つの現象である。いひ換へれば、話の運びに不合理のある時、他のより知られた事実と矛盾する時、物の起原を説明する臭気の見える時、それらの記事は何れも虚構である。そして全く事実と関しない。第二には、新しい言語文辞を含む説話又は記事は、その説話又は記事の全体が新しき時代の述作である。……支那の成語を多く用ひ、又は支那の思想が盛り込まれているとせられる時、それらの記事は書紀の編者の造作である。古伝にも関しない。況んや事実にも関しないのである。併し思ふにかうした判断は恐らくは尚ほ疑問とすべきではあるまいか。説話は嘗ての事実の幾分かを担うている時もあることを誰か否定し得るであろう。古き物語が新しき言語を以て語られる時がないと誰が断言し得るであろう」。

私も、津田氏の研究態度に教えられながらも、その結論に賛成しえぬ一人である。

註

- ① 拙稿「古代遷宮考」（『史淵』九二）。
- ② 「祝詞」祈年祭。
- ③ 拙稿「古代の刑罰法」（『日本歴史』一九五）。
- ④ 百済の大井を、河内の石川に擬定する見解もあるが（大井重二郎『上代の帝都』）、しかし、私は、大和十市郡に求める福山説を支持したい（福山敏男『奈良朝寺院の研究』、「大井寺」条参照）。
- ⑤ 狩谷極斉『上宮聖徳法王帝説証註』
- ⑥⑦ 西田長男『日本宗教思想史の研究』五二二・一一頁。
- ⑧ 坂本太郎『大化改新の研究』四五頁以下。

Historical Facts and Legends About the Introduction of Buddhism into Japan

Enchō TAMURA

Historical description must be made through the following two procedures. The first is the textual criticism, and the second is the reconstruction of history by making use of the sources which can stand the criticism. The textual criticism must be strict. Among the several sources which deal with the same contents, there are differences of the periods in which the texts were written. Therefore it is extremely important to decide the periods of the sources themselves. But the textual criticism is the condition to grasp the history, but is not all of historical studies.

The textual criticism of *Nihonshoki* (日本書紀) was prompted by Dr. Sōkichi Tsuda (津田左右吉). The achievements of Dr. Tsuda in this field of study must be inherited by the later historians. But as far as the ancient history of Japanese Buddhism is concerned, I think, Dr. Tsuda did not pay attention to the reconstruction of its history, though he advanced the textual criticism of *Nihonshoki*. In other words, the unified and comprehensive understanding of the ancient Buddhist history has not been accomplished.

Dr. Tsuda established the distinction between the legends and the facts among the records in *Nihonshoki*, and discarded the legends as unrelated to the historical facts. But I presume that the legends also reflected, directly or indirectly, the historical facts. It is wrong to argue that as the account of the Buddhist introduction to Japan in the 13th year of Emperor Kinmei's (欽明) reign was the creation by the editors of *Nihonshoki*, the fact of the introduction of Buddhism was a fiction. The task to reconstruct the history of Buddhism in ancient Japan through the textual criticism of *Nihonshoki* is still remained to be done.